

中巨摩地区広域事務組合・老人福祉センター
における新型コロナウイルス対策
ガイドラインについて

新型コロナウイルス対策として、ガイドラインを作成し
感染防止対策を徹底するとともに、施設の利用者並びに
職員等の健康を守るために、利用者への注意喚起、
施設における対応策等を明記いたしましたので熟知の上、
当面の間、ご理解・ご協力をお願い致します。

◎利用者への注意喚起(ホームページ・施設掲示等)

1. 飛沫拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の症状のある方は施設利用をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

●次の症状がある方。

①37.0度以上の熱がある方。

(風邪の症状、体調不良、発熱、喉の痛み等がある方。)

②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。

③咳・痰・胸部不快感のある方。

④糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方。

⑤免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

⑥同居家族や身近な知人に感染が疑われる方と濃厚接触をされた方。

⑦その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。(味覚・嗅覚が感じにくいなど)

● 3密の回避(密閉・密集・密接)

①密閉の回避

定期的な換気を実施すること。

開館中は脱衣所・内風呂、座敷等各部屋の窓を全開にする。(全ての窓の固定実施)

②密集の回避

施設の規模により利用できる人数を制限する。

(1人当たりの専有面積 3 m²の間隔がとれること。)

○脱衣所面積 15.70 m²(男女共通)

○浴室面積 31.57 m²(男女共通)

(内風呂面積 5.48 m²含む)

○男子・露天風呂 21.37 m²、女子・露天風呂 18.72 m²

○男・浴室総面積 68.64 m²、女・浴室総面積 65.99 m²

○老人福祉センター総床面積 685 m²

○最大利用者数:男女各10人とする。

③密接の回避

近距離での会話を避ける等、利用者へ周知徹底。

2. 施設における対応策

①施設内衛生確保、感染防止対処

- 施設出入口に消毒液配置と消毒の徹底

②利用者の体調確認

- 体調の優れない方がいたら、入館をお断りし
帰宅を促す。

③利用者・職員へのマスク着用を周知・徹底

(浴室以外はマスク着用をしてもらう。)

④不特定多数が触れる場所の清掃・除菌の通常以上

の徹底と巡回清掃実施及び実施管理簿の設置。

- ロッカー、洗面所、椅子、トイレ、ドアノブ、
スイッチ、手摺、テーブル、カウンター等について
定期的に行なう(中央市と同様、1時間に1回実施)

- 巡回清掃実施及び実施管理簿の設置

⑤使用済み脱衣籠は、玄関出入口に置いてもらい

清掃・除菌後、指定場所に配置する。

(除菌済み用籠・使用済み用籠置き場の掲示)

⑥飛沫拡散の恐れがある為、当面の間、座敷・

多目的ホール・機能回復室の利用を禁止する。

また、飲食・娯楽(囲碁等)も禁止。

⑦施設及び脱衣所内でのドライヤー禁止。

⑧喫煙所は、当面の間使用禁止。

⑨窓口業務等における飛沫感染予防(仕切り等の設置)

⑩トイレの衛生管理

トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

※感染リスクが比較的高いと考えられている。

※便器内は通常清掃を実施。

⑪使用済み湯呑茶碗の除菌

脱水症状防止対策として、水道水・冷水器を使用

して頂くため、使用後は消毒液の中に入れてもらう。

⑫血圧計の配置

機能回復室入口に設置する。

入浴前に血圧を測定し、自己管理・自己判断で

入浴を中止する利用者がいるため設置する。

3. 利用制限について

①利用者は、3市3町の構成市町在住者に限る。

かつ60歳以上に制限する。

※3市3町の構成市町とは以下のとおり。

3市(南アルプス市、甲斐市、中央市)

3町(昭和町、富士川町、市川三郷町)

②名簿記入指定場所にて利用者名簿に記入。

※記入して頂けない場合は、入館をお断りさせて頂く場合がございます。

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、適正に管理する。

③利用時間は、1時間以内とし最大利用人数を

男女各10人とする。

閉館後、浴室及び脱衣所の清掃作業を行う。

(浴室関係は委託業者にて清掃を実施)

④利用者及び職員の中に感染者及び濃厚接触者と

判定され、明らかに温泉施設を利用した場合は直ちに閉館し、以降利用を中止する。

4. 職員等の健康管理

①職員等全員の業務前後の体温チェックを徹底

(37.5 度以上は出勤停止、数日続くようなら

医療機関などに相談)

②職員等の家族、同居者に感染者や感染者への接触が

あることが判明した場合は、即刻出勤停止し、他の

職員との接触について正確な実態把握を実施する。

③感染者情報に接した場合の対処

(保健所からの通知・本人からの申告)

●まず、即時に保健所に報告する。

(求められる情報の速やかな開示)

●施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒

が求められるので、既存取引先・地域の業者から

対応の可否を確認しておく。

●感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの

期間中、職員がマスクを着用することの告知。